#### 昭和四十五年政令第二十八号

律第七号)第三条、第五条及び別表の規定に基づき、この政令を制定する。 |田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律 (昭和四十五年法

(法別表に規定する政令で定める主要な県道又は市町村道)

別表の道路の項に規定する主要な県道又は市町村道として政令で定めるものは、次に掲げる県道 又は市町村道とする。 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(以下「法」という。)

- 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受け
- あると認められる県道又は市町村道 前号に掲げるもののほか、資源の開発、 産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要が

(法別表に規定する政令で定める道路の改築)

は、次に掲げる道路の改築とする。 法別表の道路の項に規定する道路法第二条第一項に規定する道路の改築で政令で定めるも

る改築で、これらに要する費用の額が国土交通大臣の定める額を超えないもの 三十八条第一項の規定により同項に規定する規定による基準によらないことができることとな に適合しないこととなる改築又は当該場合に道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第 当該改築に係る道路に道路法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に当該基準

路床の改良、排水施設の整備又は待避所の設置 道路の交通に支障を及ぼしている構造上の原因の一部を除去するために行う突角の切取

舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要しないこととなる場合三 当該改築に係る道路に道路法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に、車道の における当該道路の舗装

(第一号を除く。) に規定する交通安全施設等整備事業として行われるもの 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号) 第二条第三項

第三条 法別表の道路の項に規定する四分の三の範囲内で政令で定める割合は、 事業の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。 (法別表に規定する政令で定める国の負担又は補助の割合) 次の各号に掲げる

一般国道の新設 三分の二

般国道の改築で、次号に掲げるもの以外のもの 四分の三

般国道以外の道路とする計画がある箇所のもの、次に掲げるもの又は土地区画整理法(昭 十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業に係るもの 三分の二 般国道の改築で、前条各号に掲げるもの、道路の区域を変更し、当該変更に係る部分を一 和二

住宅街区整備事業又は道路のみに関する都市計画事業に係る道路の改築 ける住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)による 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業、大都市地域にお

満の道路について行う改築で当該道路の車線の数を四以上としないものを除く。) る道路で都市計画において定められたものについて行う改築(車道の幅員が十三メートル未 において同じ。)がされているもの又は舗装がされている道路に代わるべきものとして設け 都市計画において定められた道路で舗装(前条第三号に該当するものを除く。以下このロ

県道の新設又は改築 三分の二

の区分に応じ、当該各号に定める割合とする 法別表の道路の項に規定する十分の七の範囲内で政令で定める割合は、 次の各号に掲げる事業

次号に掲げるもの以外のもの 三分の二

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和三十四年政令第十七 第二条第二項第一号の規定による国土交通大臣の指定を受けた市道の改築 十分の七

;る事業の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。 法別表の生活環境施設の項に規定する四分の三の範囲内で政令で定める割合は、 次の各号に掲

次号並びに第五条第一号及び第二号において同じ。)で、次号に掲げるもの以外のもの 三分 第百四十七号)第二十四条の二第一項第二号の国土交通大臣が定める費用に係るものを除く。 五条において「流域下水道」という。)の設置又は改築(下水道法施行令(昭和三十四年政令 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第四号に規定する流域下水道 (次号及び第

一 流域下水道の設置又は改築で下水道法第二条第六号に規定する終末処理場(次項及び第五条 において「終末処理場」という。)に係るもの(下水道法施行令第二十四条の二第一項第二号一 流域下水道の設置又は改築て「水道法)こうの(下水道法施行令第二十四条の二第一項第二号 五条第二号において同じ。) 四分の三

げる事業の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。 法別表の生活環境施設の項に規定する三分の二の範囲内で政令で定める割合は、 次の各号に掲

4

同じ。) のうち、次号に掲げるもの以外のもの 十分の六 の国土交通大臣が定める費用に係るものを除く。次号並びに第五条第三号及び第四号にお 第三号において「主要な管渠等」という。)に係るもの(同令第二十四条の二第一項第一号イ 処理場並びにこれらの施設を補完するポンプ施設その他の主要な補完施設(第四号及び第五条 う。)の設置又は改築で下水道法施行令第二十四条の二第一項第一号イの主要な管渠及び終 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道(次号及び第五条において「公共下水道」とい 末

第一号イの終末処理場の設置又は改築に要する費用で国土交通大臣が定めるものに係るものに 公共下水道の設置又は改築で終末処理場に係るもの(下水道法施行令第二十四条の二第一項 限る。第五条第四号において同じ。) 三分の二

下水道法第二条第五号に規定する都市下水路の設置又は改築 十分の五

臣が定める額に相当する費用に係るものを除く。) 十分の五 害防止事業費事業者負担法第四条第一項若しくは第三項の規定による負担総額又は国土交通大 主要な管渠等に係るもの(これに要する費用のうち同号ロの国土交通大臣が定める費用及び公 下水道法施行令第二十四条の二第一項第一号ロに規定する特定公共下水道の設置又は改築で

(道路の改築に要する経費に対する国の負担又は補助の割合の特例)

第四条 法第二条第一項に規定する空港周辺地域整備計画(次条、附則第二項及び第三項にお 築で次の各号に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合(次条、 「空港周辺地域整備計画」という。)に基づいて行われる道路法第二条第一項に規定する道路の改 附則第二項及

び第三項において「国の負担割合」という。)は、当該各号に定める割合とする。 一般国道以外の道路とする計画がある箇所のもの並びに次号及び第四号に掲げるもの以外のも 一般国道の改築で、第二条各号に掲げるもの、道路の区域を変更し、当該変更に係る部分を

一般国道の改築で、前条第一項第三号イ又はロに掲げるもの 三分の二

三 県道又は市町村道の改築で、第二条各号に掲げるもの及び次号に掲げるもの以外のもの Ξ

道路の改築で土地区画整理法による土地区画整理事業に係るもの 三分の二

(下水道の設置又は改築に要する経費に対する国の負担割合の特例)

第五条 空港周辺地域整備計画に基づいて行われる下水道法第二条第二号に規定する下水道の設置 又は改築で次の各号に掲げるものに要する経費に対する国の負担割合は、当該各号に定める割合

流域下水道の設置又は改築で、次号に掲げるもの以外のもの 三分の二

流域下水道の設置又は改築で終末処理場に係るもの 四分の三

三 公共下水道の設置又は改築で主要な管渠等に係るもののうち、 十分の六 次号に掲げるも 0) 以外 ŧ

(国の負担又は補助の割合の特例等に係る交付金等)四 公共下水道の設置又は改築で終末処理場に係るもの 三分の二

2. はち三をちこうり見ぎにより筆ぎにらを寸をり頂よ、司をちっ頁と見ぎにらたぎまとこでにない。 等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十二条第一項に規定する交付金とする。 第六条 法第三条第二項に規定する政令で定める交付金は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担

加算する方法により算定するものとする。が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して総務省令で定めるところにより算定した額をが負担し、又は補助することとなる割合を参酌して総務省令で定めるところにより算定した領を経費に対する通常の国の交付金の額に、当該経費について同項の規定を適用したとするならば国と、法第三条第二項の規定により算定する交付金の額は、同条第一項に規定する特定事業に要する、法

(法別表に定める負担割合を超えて負担し又は補助することとなる額の交付)

#### 除貝

- この政令は、公布の日から施行する。
- 第六項までの規定は、適用しない。 年度までの各年度における国の負担割合については、道路整備緊急措置法施行令附則第四項から2 空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業に要する経費に対する昭和六十年度から平成四
- の規定は、適用しない。 年度までの各年度における国の負担割合については、下水道法施行令附則第五項から第七項まで3 空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業に要する経費に対する昭和六十年度から平成四
- 及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年たとしたならば、同条第五項の規定により当該事業に係る国の負担割合について首都圏、近畿圏 措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項の規定に基づき、同項第二号に該当する事 する」とあるのは「貸し付ける」と読み替えるものとする。 ち同条第一項の規定により算定した額を超える部分の額に相当する当該貸付金の額」と、「交付 部分の額」とあるのは「法第三条第五項の規定により国が負担し又は補助することとなる額のう する額の無利子の貸付金の貸付けを行うこととなるときは、法第三条第五項」と、「当該超える 法律第八十六号)第二条第一項の規定に基づき、国が当該事業について国の当該負担割合に相当 式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年 法律第百十四号)第五条の規定の例により算定した割合とされる場合において、日本電信電話株 は「関係市町村が国から負担金又は補助金の交付を受けて法第三条第一項に規定する事業を行つ のうち同条第一項の規定により算定した額を超える部分の額については、同条第五項」とあるの この場合において、同条中「法第三条第五項の規定により国が負担し又は補助することとなる額 業に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合においては、第七条の規定を準用する。 国が日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別 1 1

# № 則 (昭和四五年一〇月二九日政令第三二〇号) 抄

(施行期日)

この政令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

# 附 則 (昭和六〇年五月一八日政令第一三七号)

この政令は、公布の日から施行する。

1

補助(昭和五十九年度以前の年度における事業の実施により昭和六十年度に支出される国の負担上の特別措置に関する法律施行令附則第二項の規定は、昭和六十年度の予算に係る国の負担又は法律施行令附則第二項及び第二条の規定による改正後の公害の防止に関する事業に係る国の財政2 第一条の規定による改正後の新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する

度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。 度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。 度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。 度に繰り越された国の負担又は補助を除く。)並びに同年度における事業の実施により昭和六十年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に決出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十年度の歳出予算に度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。)並びに同年度における事業の実施により昭和六十一年ものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに同年度における事業の実施により昭和六十一年とのとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出すべき又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出すべき

#### 則 (昭和六一年五月八日政令第一五五号)

この政令は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令(以下この項において「新令」という。)附則第二項及び第三項並びに第二条の規定による改正後の公害の防止に関する事業に係る国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに昭和六十一年度以前の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに昭和六十一年度いたあつては、昭和六十一年度の前の年度における事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度。以下この項において同じ。)の予算に係る国の負担又は補助、昭和六十一年度の協出予算に係る国の負担又は補助、昭和六十一年度の協出予算に係る国の負担又は補助、昭和六十一年度の協出予算に係る国の負担又は補助、昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助を除く。)並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度よびの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助を除く。)並びに第二項の規定にあつては、昭和六十三年度。以下この項において同じ。)以降の年度に繰り越されたものについ年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについ年度の成立では、昭和六十一年度以前の年度に繰り越されたものについ年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについ年度の成立によりに対している。対している事業の実施によりに関するといる事業の実施によりに対している事業の実施によりに関するといる事業の主によりに対している事業の実施によりに対している。

# 附 則 (昭和六二年三月三一日政令第九八号) 抄

(施行期日)

この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和六二年九月一一日政令第三〇三号)

附 則 (昭和六三年三月三一日政令第七九号) 抄

この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。(施行期日)

お従前の例による。出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十三年度以降の年度に繰り越されたものについては、な 年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十二年度以前の年度の歳

## (平成元年四月一〇日政令第一〇九号)

この政令は、公布の日から施行する

度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。 三年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた 年度における事業の実施により平成元年度以降の年度に支出させる国の負担又は補助、昭和六十 担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十三年度以前の すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成元年度及び平成二年度の歳出予算に係る国の負 又は補助、平成元年度及び平成二年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出 成元年度及び平成二年度における事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される国の負担 に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに平 度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十三年度以前の年度の国庫債務負担行為 の予算に係る国の負担又は補助(昭和六十三年度以前の年度における事業の実施により平成元年 係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令附則第三項の規定は、平成元年度及び平成二年度 法律施行令附則第二項及び第三項並びに第二条の規定による改正後の公害の防止に関する事業に |の負担又は補助及び昭和六十三年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年 第一条の規定による改正後の新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する 第 1

#### (平成三年三月三〇日政令第九五号)

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されたものについ為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成二年度以 平成三年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、平成二年度以前の年度の国庫債務負担行 降の年度に繰り越されるものについて適用し、平成二年度以前の年度における事業の実施により 及び平成三年度から平成五年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成六年度以 の国庫債務負担行為に基づき平成六年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助 業の実施により平成六年度(新令附則第二項の規定にあっては、平成五年度。以下この項におい とされた国の負担又は補助を除く。)並びに平成三年度から平成五年度までの各年度における事 及び平成二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきもの 年度以前の年度における事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される国の負担又は補助 成三年度及び平成四年度。以下この項において同じ。)の予算に係る国の負担又は補助(平成二 三項の規定は、平成三年度から平成五年度までの各年度(新令附則第二項の規定にあっては、平 による改正後の公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令附則第 法律施行令(以下この項において「新令」という。)附則第二項及び第三項並びに第二条の規定 て同じ。)以降の年度に支出される国の負担又は補助、平成三年度から平成五年度までの各年度 第一条の規定による改正後の新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する なお従前の例による。 第

#### (平成五年三月三一日政令第九五号)

この政令は、平成五年四月一日から施行する。

年度以前の年度における事業の実施により平成五年度以降の年度に支出される国の負担又は補助 する法律施行令第二条の規定は、平成五年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助(平成四 ら第四条まで及び第四条の規定による公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関 る改正後の新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令第二条か 地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令附則第七項、第三条の規定によ する法律施行令附則第九項、第二条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備 第一条の規定による改正後の後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関

> 及び平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきもの 四年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されたも 務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成 施により平成五年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、平成四年度以前の年度の国庫債 とされた国の負担又は補助を除く。)について適用し、平成四年度以前の年度における事業の実 については、なお従前の例による。

### 則 (平成一二年六月七日政令第三〇四号)

三年一月六日)から施行する。 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号) の施行の 日 (平成十

則 (平成一三年四月二五日政令第一七〇号)

抄

附

(施行期日)

条 この政令は、平成十三年七月一日から施行する。 附 則 (平成一五年三月三一日政令第一六三号)

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

則 (平成一六年三月三一日政令第九七号)

附

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。 附 則 (平成一七年一〇月二六日政令第三二七号)

抄

第一条 この政令は、下水道法の一部を改正する法律の施行の日 行する。 (平成十七年十一月一日) から

(施行期日)

則 (平成一八年三月三一日政令第一五一号) 抄

この政令は、平成十八年四月一日から施行する (平成二〇年五月一三日政令第一七六号)

抄

(施行期日)

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

(施行期日 附 則 (平成二一年四月三〇日政令第一三〇号)

抄

一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一二月二六日政令第四二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、 平成二十四年四月一日から施行する。